

建設組合連合会甲南支部の皆さん ありがとうございました

11月22日(日)、山梨県建設組合連合会甲南支部の皆様が、「住宅デー奉仕活動」を行い、一人暮らしの高齢者住宅等の補修、修繕など普段の生活で不都合を感じていた箇所を手際よく改修し、安心と暮らしやすさを提供しました。

建設組合連合会の皆さん、ありがとうございました。



私たちが伺いました

山梨県心身障害者自動車燃料費助成について

山梨県では、以下の方を対象に自動車燃料費の助成を行います。令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に、対象車両にて購入した燃料が対象となります。※減免の対象となる車が、山梨ナンバー以外は助成対象外です。

◇助成対象者

県内に居住し、令和2年度分の自動車税又は軽自動車税（二輪車除く）の減免を受けている車両の所有者、又は令和2年度中途において減免の条件に該当し、令和3年度から軽自動車税の減免を受けることができる車両の所有者で、身体障害者手帳の総合等級が1級又は2級の方、療育手帳Aの方、戦傷病者手帳特別項症、第1項症又は第2項症のいずれかに該当する心身障害者又は、当該心身障害者と生計を同一にしている方が対象となります。

◇受付期間、受付場所

- 受付期間：令和2年12月1日(火)～令和3年2月5日(金)
- 受付場所：山梨県峡南保健福祉事務所 福祉課

※今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、南部町役場等の集団での受付は行いません。直接、峡南保健福祉事務所に持参、または郵送をお願いいたします。

- 提出の場合：受付時間は、9：00～17：00（12：00～13：00は除く）※来庁時間の事前予約が必要です。
- 郵送の場合：令和3年2月5日(金)の消印有効です。

※請求に必要な書類は、峡南保健福祉事務所、南部町役場福祉保健課の窓口にあります。また、峡南保健福祉事務所のホームページからダウンロードすることも可能です。

※請求には、領収書（請求者の氏名・販売店の印があるもの）又は支払証明書が必要です。

◇請求書送付先、事前予約先

〒400-0601 南巨摩郡富士川町鞆沢771-2 南巨摩合同庁舎1階 山梨県峡南保健福祉事務所 福祉課
☎ 0556-22-8145 FAX 0556-22-8147 mail kn-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp